

千葉市監査委員告示第13号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、定期監査、行政監査及び財政援助団体等監査の結果に基づき、又は当該監査の結果を参考として講じた措置について、別添のとおり千葉市長から通知がありましたので、公表します。

平成21年10月21日

千葉市監査委員	古川光一
同	大島有紀子
同	米持克彦
同	三瓶輝枝

21千総総第3757号  
平成21年10月14日

千葉市監査委員 様

千葉市長 熊谷 俊人

監査の結果に基づき講じた措置について（通知）

平成15年度監査報告第5号、平成18年度監査報告第1号・第5号、平成20年度監査報告第1号・第10号、平成21年度監査報告第1号・第2号により報告のあった監査の結果に基づき講じた措置について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により別紙のとおり通知します。

報告書番号 21 監査報告第1号

監査の種類 工事定期監査

監査の結果

(1) 施工について改善すべき事項

ア 点字ブロックの敷設を適正に行うべきもの

[都市局：花島公園野外活動ゾーン施設整備工事]

高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー新法）に基づく道路移動等円滑化基準によると、階段等の段差箇所には警告又は注意を喚起するため点字ブロックを敷設することになっており、点字ブロックは段差の端部から30cm程度の位置に配置することとなっている。

しかしながら、本工事においては、階段の段差箇所で点字ブロックを上部で約60cm、下部で約120cm離れて配置しており、注意喚起として適正な位置に敷設されていなかった。

点字ブロックの敷設については、道路移動等円滑化基準に基づき適正に行われたい。

講じた措置

花島公園野外活動ゾーンの点字ブロックについては、平成21年5月26日に、道路移動等円滑化基準に基づいた適正な位置へ敷設替えを行った。

また、平成21年6月19日付け公園緑地部長通知により、工事担当課長等に対し、点字ブロックの敷設を同基準に基づき適正に行うよう通知し、所属職員へ周知徹底させた。